

(第一類 第五号)

第二回國會議院文教委員會會議錄第十九号

(六五二)

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 松本 淳造君

委員 水谷 昇君 西山富佐大君

田淵 義則君 圓谷 光衛君

松澤 兼人君 野老 誠君

伊藤 恭一君 松本 七郎君

武田 キヨ君 久保 猛夫君

黒田 重治君 米田 吉盛君

出席政府委員

文部政務次官 細野三千雄君

文部政務次官 岩本 哲夫君

文部事務官 稲田 清助君

委員外の出席者

専門調査員 宇野 圓空君

専門調査員 横田重左衛門君

本日の會議に付した事件

公通人選舉に関する件

教科書の發行に関する臨時措置法案

(内閣提出)(第一〇二号)

○松本委員長 會議を開きます。

教科書の發行に関する臨時措置法案を議題といたし、審査を進めます。

第九條 文部大臣は、左の各号の一に當る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の發行者に發行の指示を行うことができる。

一 需要数が教科書の發行に不十分なきとき。

二 發行者の事業能力、信用状態が教科書の發行に不適当と認められるとき。

三 發行者が文部大臣の指示した發行を引き受けないとき。

四 第十四條又は第十五條の規定により發行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

以上御質疑ありませんか。

○松本(七)委員 「需要者の意思を考慮して」とございしますが、いかなる手段によつて文部大臣はこれを考慮せられますか。

○稲田政府委員 これは見本展示會を通じて、府縣から文部省に集計したし、また法文書に需要者の第一志望、第二志望をとつておられます。従いまして、第一志望が不幸にして不適当な場合には、その学校には第二志望の教科書をやるということにいたします。その意味を需要者の意思を考慮して」というふうに表わしたわけでありまして、

○田淵委員 今日松本君の指摘したところでありまして、これは少し文章として不十分なのではないか。いかなる手段によるか、いかなる機關をもつてするかという点を、もう少し明示しておく必要があるのではないかと考えるのでありますが、文部當局の御意見を承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 御意見であります。が、私もといたしましては、この「需要者の意思を考慮して」というのは、その前の條文から考えますれば、当然注文を集計する際に現われてまいりました需要者の意思に従つて、機械的に第一志望から第二志望にまいるというふうなふうに読めるものと解釈いたしております。

○黒岩委員 「一 需要数が教科書の發行に不十分なきとき」とありますが、この不十分であるというのを認定する方法を御覧したいと思ひます。

○稲田政府委員 およそ客観的に一万部というものを一つの合理的定價算定の水準と考えております。これ以下になつてまいりますと、いかにも生産費が増高いたしましたして定價が高くなるといふことになりまして、それをむりにあてていたしますれば、自然發行供給の場合に無理が生ずるといふことがありますので、考えておりますが、それも今後具体的な措置につきましましては、なお十分検討いたしたいと考えております。

○黒岩委員 「その一万という數量は、あらかじめ發行しようとするものとの間には、了解済みの点と解してよろしゅうございしますか。

○稲田政府委員 もし、かりにそれ以下でありまして、具体的にその發行者のいづ／＼な能力の關係で、十分ほかでもうけてこちらで損をしてやつていくというふうな判定できますれば、しかもこちらの認可いたします定價で引受けるというものがありますれば、それにやらせる。これはやはりあらかじめと申しますよりも、そのときにあたつて処置し得る問題だと思つております。

○黒岩委員 そういたしますと、需要者の意思のみを考慮してというこの第九條の表現と、その中の一の表現と矛盾を感じますが……。

○稲田政府委員 その点は次の第十條をござんいたしたいのであります。こちらで一方的に指示いたしましたして、それを押しつける考えは毛頭ないのであります。もちろん發行者において、その指示を承諾しなければ、出さないということになりますので、需要者の意思はこの條文において十分考慮できることだと考えております。

○田淵委員 前條との關係上、善意に解釈するならば「需要者の意思を考慮して」という條文には、文章には不備はないごとくであります。私はもう少しこれを強く表現しなければならぬように考えるのであります。たとえれば、これは私の決定的な意見ではあります。が、「需要者の意思を考慮して」というのと、「需要者の意思に基いて」というのでは、解釈上相違があるのではないかと。意思に基くといふことになると、必ず何らかの機關、何らかの手段というものが予想されなくしては、この言葉は用いられないがごとく考えるのであります。そういう点、疑い深く私はお尋ねするわけではありませんが、法の建前上、念のために文部當局に質したいのであります。「需要者の意思を考慮して」とありますが、考えようによつては、これが需要者の意思を考慮したのだという、あまりにも主観的な解釈が文部大臣において行われるような場合も、予想されないのである。そうなつて、見解の相違だといふようなことになつてくると、お

もしろからざる状態を導くのではないかと、こゝういふことが、私は願ひされてならないのであります。従つてこの表現はもう少し變える必要があるといふことを私は表示してあります。

○野老委員 私は第九條を全体的にながめました際に、教科用圖書が迅速に、しかも品質のよいものが廉價で供給せられるということが、教育上きつめて重大な問題である。従つてそれについて文部大臣が公正なる監督を行うといふことには、全面的に賛成なのであります。ただそこで問題になることは、その監督権をもつておるところの文部省自身が、著作権を有するところの文部省自身が、發行しているといふ、いわば文部省の二重の性格——監督権をもつと同時に、監督せられるところの二重の立場の運用がよろしきを得ないならば、これは結局独占企業になつて、檢定制度というものは、形式的には備わつていけるけれども、實質的には從來の國家教科書とちつとも變りがない。しかも文部省といつても、文部省自身が印刷能力をもち製本の能力をもつてはなくて、実は文部省の背後にいくつかの企業会社というものが介在している。こゝういふ現段階において、第九條のそれ／＼文部省の重大な権限というものが乱用せられることによつて、先ほど來から申し上げているように、いわば檢定制度も形式的になつてしまふ。たとえば第九條の一に規定してある需要数が教科書の發行に不

十分なときの認定においても、また第二の発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められたとき、こういう場合の認定の基準というよりも、はたして正しく、行われるかどうか。こういう点が一番私の疑問とし、また不安を感じる点であります。その点について当局の明快な御答弁をお願いいたします。

○稲田政府委員 たいだいまの御質問でございますが、文部省が他の発行会社と同じ位置に並び立っていないが、監督するのはおかしきやないかというふうな御趣旨もございまして、たゞれども、文部省は圖書の著作権はもつておりますけれども、発行権を所有いたしません。発行権者ではないのであります。

○稲田政府委員 発行者の側が発行する意思を表明いたしますのは、文部大臣に届け出でまして、見本展示会に目録を送付することでありまして、いよいよ注文がまとまりました場合に、ある発行者はそのまま引受けるという意思をもつ、あるいはある発行者はもうお断りしようということになるだろうと思ひます。そうして、お断りしようというふうな場合に、しからばどう処置するかといつたようなことが第九條で現れておる。また、お断りしようというものの対して無理に文部省が指定するものでないといふことは、十條の承諾が必要だといふことではあると思ひます。また、自分が引受けようといふながら、客観的に、教科書の数が不十分だとか、そのほかいろいろな條件で不適当と認めたような場合に、初めて第九條の問題があるのであります。これは客観的情勢によつて文部大臣が監督をして発動する必要がある

場合でありまして、この場合において、本人が客観的な情勢に反して、自分はやりたい意思をもつておる、しかもその意思にはよりにくい場合、これが第九條に現れてくる場合だと思ひます。もちろん文部大臣がこれを発動いたします場合には、十分客観的な状況を見て、公平にいたすことは申し上げるまでもない問題だと思ひます。

○黒岩委員 それでは第十條の指示以前の問題として理解してよろしうございませうか。

○稲田政府委員 つまり、賣る買うの問題でございますから、どういふ教科書を買つかうかといふことは、供給者によつてきまるのではなくて、需要者が数を決定するわけでありまして、従いまして、一遍供給場裡に登場したものは、究極において集計した数量を引受けなければならぬ。こういう意味になりますので、この場合におきましては、発行者の意思というものはその問題にならない。こういう趣旨で申し上げたわけでありまして。

○野老委員 先ほどの質問に関連するわけでありまして、文部大臣の著作権を有するところの認定教科書、これを何ゆゑに検定の教科書とともに行はせられるのか。私どもの考えとすれば、全部検定の教科書にしてしまふべきよろしいものを、従来通り文部大臣の著作権の有するものを何ゆゑに残しておるか、その理由について伺ひたい。

○稲田政府委員 その点であります。が、もとより新しく検定制度を布きました以上、將來にわたりますとも、検定合格された書物と同じようなものを、文部省がまた新たに編纂する意図

をもつていないことは、先般申し上げた通りでございます。しかしながら、検定制度を今布きまして、來年から新しい検定教科書を発行して使うということになりましたけれども、まだはたして各学年、各科目にわたつていい検定教科書がどれくらいできるかどうか。わからない状況でございます。また、検定制度は認定制度にまさることとはもとよりでありますけれども、個々の教科書を比べた場合に、個々の検定教科書が、検定教科書であるからといつて、必ずしも今ある認定教科書にまさつて

おるかどうか、これは別の問題だと思ひます。しかしそのいづれがまさるかという判断を文部省がいたすわけではございません。これはお使いになる先生が判断していただく。今日の状況におきましては、今発行されておる教科書も供給する、検定教科書も供給する。なるべく廣くたくさん教科書を供給いたしまして、その中から自由に先生に選んでいただく。もし先生の側において、認定教科書が要らないという結論が出ますれば、もとより文部省はそれを維持する意思はないのであります。が、今の状況として、検定教科書だけにしてしまふといふところまでの必要はないのではないかと思つておるわけでありまして。

○野老委員 たいだいまの御説明の中で、これを採用する者が認定教科書は要らないという認定をすれば認定教科書は取りやめにするといふお話でありましたが、その認定というものは、たとえば需要部数によつて決定するのであるか、それともある年限を切つて決定するか、その点を承りたい。

○稲田政府委員 さしたるにございまして、

しては、需要部数の漸減ということと考えております。またある年というふうに年限を切るというだけの材料をもつていないのであります。

○松本委員 他に御質問ありませんか。――次に移ります。

第十條 発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部大臣は、必要に應じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができ

○岡谷委員 第十條の第三項ですが、文部大臣は必要に應じて発行者から報告をとり、又はその業務の履行の調査することができるところを説明していただきます。

○稲田政府委員 この必要と申しますのも、この法案第一條の目的から出ずる趣旨でございまして、発行供給を確保にしたい。それに対する適正な監督をする意味において必要な材料をとる。こういう趣旨でございまして。

○岡谷委員 いろいろ條項を設けることが、私は官僚主義ではないかと思ひます。文部省が報告とか調査とかいふものをとつて非常にかましくする。ことによつて、業者も苦しむし、それからあまり必要がなかつたら、これだけに規定しておいたら、第三項の條項はあまり必要でないかと思ひます。が、いかがなものでか。

○稲田政府委員 さしたるにございまして、

○岡谷委員 いろいろ條項を設けることが、私は官僚主義ではないかと思ひます。文部省が報告とか調査とかいふものをとつて非常にかましくする。ことによつて、業者も苦しむし、それからあまり必要がなかつたら、これだけに規定しておいたら、第三項の條項はあまり必要でないかと思ひます。が、いかがなものでか。

○稲田政府委員 さしたるにございまして、

○岡谷委員 いろいろ條項を設けることが、私は官僚主義ではないかと思ひます。文部省が報告とか調査とかいふものをとつて非常にかましくする。ことによつて、業者も苦しむし、それからあまり必要がなかつたら、これだけに規定しておいたら、第三項の條項はあまり必要でないかと思ひます。が、いかがなものでか。

○稲田政府委員 さしたるにございまして、

○岡谷委員 いろいろ條項を設けることが、私は官僚主義ではないかと思ひます。文部省が報告とか調査とかいふものをとつて非常にかましくする。ことによつて、業者も苦しむし、それからあまり必要がなかつたら、これだけに規定しておいたら、第三項の條項はあまり必要でないかと思ひます。が、いかがなものでか。

○稲田政府委員 さしたるにございまして、

○岡谷委員 いろいろ條項を設けることが、私は官僚主義ではないかと思ひます。文部省が報告とか調査とかいふものをとつて非常にかましくする。ことによつて、業者も苦しむし、それからあまり必要がなかつたら、これだけに規定しておいたら、第三項の條項はあまり必要でないかと思ひます。が、いかがなものでか。

○稲田政府委員 さしたるにございまして、

○岡谷委員 いろいろ條項を設けることが、私は官僚主義ではないかと思ひます。文部省が報告とか調査とかいふものをとつて非常にかましくする。ことによつて、業者も苦しむし、それからあまり必要がなかつたら、これだけに規定しておいたら、第三項の條項はあまり必要でないかと思ひます。が、いかがなものでか。

○稲田政府委員 お話のごとく、これを取扱うために業者が非常に煩わされて、それがひいては発行供給上において阻害するといふような点につきましては、私も十分慎重ななければならぬと思つておりますけれども、やはり業者において扱う紙その他の資材は、指定生産資材の重要なものであります。

それがどういふように動いておるかといふような状況も、いろいろな関係におきまして文部省が責任をもつて調査しなければならぬ立場にあるわけでありまして、あるいはまた発行供給の約束を果し得るかどうか、そのことが起つてしまつてからでは間に合わないものもありますので、あらかじめ注意いたしましたし、あるいはまた、この

文部省において種々の援助もなし得る事項をおいたのであります。たとえば、輸送について隘路があることがわかりました場合において、そちらの方面とも折衝できるし、あるいは電氣その他の問題につきましても、どういふ状況かといふことがわからなければ、やはりいろいろのお世わできにくい問題もあるもので、今お話しのような点につきましては、十分慎重に扱いますとともに、やはりこうしたことがなし得る規定の根拠だけは残しておいていただきたいと考えております。

○松本委員 他にありませんか。次へ移ります。

第十一條 教科書の定價は、文部大臣の認可を経なければならぬ。

○岡谷委員 第十一條が一番問題だと思ふのです。要するに検定制度とつて、教科書を刊行するものをつくりたいといふことではありますが、業者が発

行する場合においては、やはり利潤といふものを見なければ、結局発行が不可能になる。前に稲田局長からの御説明にもありました通り、國定教科書と検定教科書が、現段階において二本建

になつて、國定の方には編纂員を置きまして、國費をもつて優秀な専門家が編纂しておつて、編纂費といふものは要らない。民間の検定を受けるもの、または業者は、その間において非常な経費もかかるといふことであつて、國定と検定の教科書が、実際面においてこれが太刀打ちできるかという問題を憂へるのであります。先ほど教科書の

委員会の方々の反対意見もあつたようですが、要するに問題はここだと思ふ。そこで文部省は、この法案をもつてやはり統制を強化していくという腹でいけば、いかに刊行する教科書がで

き、いかに業者が発行しようとしても、結局これは私はできない問題だ、こう考へるのであります。そこで問題

は、先ほどこの定價算定について、文部省だけでもできないのだ、現段階においてはこうしておかなければいか

ないのであるという説明を聞いたのであります。要するに文部省がこの検定制度を実施して、この教科書をほん

とくに國定より離脱して、りつばな教科書にしていくなだといふ腹があるかないか。問題はここなんです。なる

ほどこの法案をつくる場合には、稲田局長が美辭麗句を連ねてこれいくのだとおつしやつても、實際法案が出て

業者は、あるいはまた発行するところの業者も、これは発行ができない、不可能だといふことになつた場合に、前途のことでもちよつと想像はつきま

せん。が、私はそれを一番心配するのです。これは何とか定價を文部大臣の認可制

度といふことにしないでやる方法はないか、このところをひとつ伺いた

い。○稲田政府委員 お話のごとく、検定制度を布きました以上は、われ／＼とい

つたしましても、検定制度の助長と違つて、この点を全力を傾けて、その方法を考

慮しつゝあるわけでございまして、いささかもこれを阻害するようなことは、毛頭考へていないのであります

が、御心配のごとく、定價によつて圧迫を受けはしないかという問題につき

ましては、先般も申しましたように、定價のきまる前に、需要供給の方が

きまつてくるわけでありまして、そこできまりました需要供給だけを供給者が

供給するといふことは、爾後において援助こそすれ、圧迫するといふ方法は

とり得ないのであります。定價の算定の基準につきましても、なお關係方面

と十分折衝いたしまして、無理のないように決定せられるように、この上と

も努力したいと思つております。

○岡谷委員 國定教科書と今度発行される検定制度による教科書とは、もち

ろん需要冊数によりまして、算定が変つてくるというわけですが、大体國定教科書と民間で発行する教科書とが、

一萬部程度という場合において、どのくらいの開きがあるようなお見込みで

あります。

○稲田政府委員 その見込みはまつた

く私どもつきません。これは最初のことでもありますので、民間の本の定價

が結局どうなるかは、まつたく見当がつきません。

○黒岩委員 文部大臣が認可をいたし

ます基準になりますところの價格は、

どういふ機関においておきめになる御

用意がありますか。

○稲田政府委員 ちよつと速記をやめ

ていただけますか。

○松本委員 ちよつと速記をやめて

ください。

(速記中止)

○黒岩委員 文部省が案を立てます前

に、今ありますところの教科用図書委員

会にも、その算定の基礎をつくらため

の審議をさすといつたような手続はい

たしませんか。

○稲田政府委員 その点につきましては

は、今日考慮いたしております。

○野老委員 ただいまの御説明で、定

價の決定は需要供給が決定して後にき

められる、こう承知してよろしゅうご

ざいますか。

○稲田政府委員 その通りでございます

す。

○野老委員 そういたしますとある教科

書を採用したいという者は、この教科

書の定價はわからないけれども、内容

がよろしいからと、こういうことで

注文することになるのですか。

○稲田政府委員 お話のごとく、見本

展示会におきましては、その内容によ

つて採否を決定するはかばかと思ひ

ます。

○野老委員 なお圖書の発行者は、一

應見本を作成したけれども、その定價

はまだ決定していないわけであつて、

決定していない際に、いろいろの需要

供給は決定するわけでありまして、その需要供給の決定後において定價が

決定されて、それが発行者にとつて採

算が合うか合わないかといふような場合

も出てくる。これではとても発行し

ても割に合わないような場合に、

みず／＼欠損を見込んで、どうしても

発行しなければいけない義務を負うと

いふことになりませんか。その通り承知

してよろしゅうございませんか。

○稲田政府委員 その場合は、お話し

のごとく無理な義務を負うのではないの

でありまして、第九條で文部大臣が指

示した発行を受けない場合もあり得

る。第十條において義務が生じますの

は、文部大臣の指示を承諾した場合で

あります。

○松本(七)委員 かりにこの條項がな

くとも、實際問題としては、先ほどお

話のようないろ／＼な機關を設けなけれ

ばやれないことになると思ひますが、

一應これを除いて、当分さらに検討す

るといふことはできませんか。

○稲田政府委員 先ほど申しましたよ

うな手続を経るにいたしましたも、ひ

つきよう責任者としたしまして現われ

るのは文部大臣でありますので、この

條項はそういう意味において、どうし

ても必要な條文だと考へております。

○田淵委員 どの発行者も、文部大臣

の指示に従つて発行を受けないとい

う場合にはどうなるのですか。

○稲田政府委員 その場合には、それ

は個々の場合になつてまいります。

○松本委員 第一志望の教科書が、た

またま引受けられなかつた場合には、そ

の学校の第二志望の教科書が出る。B

なる学校についての第一志望と第二志

望とは、また違ふのでありますから、

二つのものが引受けられないといふこと

は、まずあり得ないかと思ひます。第

一志望がなければ、自然第二志望へ交

ると思ひます。

○岡谷委員 一休教科書も、一つの商

品ですが、商品を展示会に出して賣うとするときに、値段がなくて注文がとれると思ひましようか。まずもつて一つの教科書を買ひとしても、内容がよくとも、値段はいくらかというのを考慮に入れて注文するだろうと思うのです。あとで値段をきめるといふことは、実際の問題として相談が成り立つかどうかということ、稲田局長の個人の見解でも結構ですから伺いたい。

○稲田政府委員 まことにごつともなお話でございましてこの点は実に困つた問題なのであります。実は教科書の需要数をきめてあげてから、発行供給に至りますまでにどのくらいの日数が必要かということが、一つの大きな問題であります。これはどうしても六箇月以上の時日をもちまさんと、紙の入手から発行供給完了まで至らないのであります。しかもまた從來のごとき、発行者と需要者である学校と自由に取引して話をきめられるくらい紙がゆつくりしておりますれば、もう少し話が短かく決定できると思うのでありますけれども、各学校ともどれか一冊しか使えない、それに対します見本もごく制約があるといつた今の状況から見ますと、非常に需要の時期よりもさかのぼつた早い時期に注文をとらねばならぬ。そういう時期にかりに定額をきめたとしても、その後における紙の値上り、あるいは資金の高騰、今日の状況から見れば半年も経てば非常に條件が違つてくるのであります。かりに見本展示会に一つの仮定額を定めましてところで、結局それは注文者を欺くという結果を生ずる。殊に教科書はどれを選ぶかということは、価格の問題

ももちろん十分影響がありますけれども、それ以上に大事なのは、内容実質の問題であつて、先生方は主としてその点について選ばれるだらうと思うのであります。この問題はお話のごとき非常に不自由な困つた問題でありますけれども今の状況から見れば、確定した定額によつて需要をきめて、後でそれを供給するといふことができない状況であります。

○野老委員 そういたしますと、定額も未定であるし、第一希望、第二希望を欲しても、はたして入手できるかできぬかわからぬ、こういうきわめて不安定な状態になつておる。そうすると結局のところそういう不安定な状態のものより、いつそのこと國定教科書が一番いいのだといふことで、國定教科書のみに集中する危険はありませんか。

○岩本政府委員 先ほど来第十一條に關連しての点であります。ただいま局長からも申し上げたのであります。ただ初めからこの代償がいくらであるかといつたような、全然無見当でないような展示方法を考慮したい。たとえばその部数に應じて需要者数の総計が十萬部の場合だつたら一冊が何円何十銭だか、五十萬部の場合なら何円何十銭、百萬部の場合は何円何十銭、さらに需要者に手渡しいたしますまでの日数の予定日、その間に文部省と発行者側との原料、資金諸物價を考慮したこれらの総合的な予想的な見積額といふものは当然展示会に出すつもりもつておられますから、全然不安定ではないと考へます。

○田淵委員 第一希望も第二希望も発行者の方で引受けないといふ場合が私

はあり得ると思う。殊に先ほど圓谷委員その他から申されたこと、國定と檢定の二本建てでいくということになりますと、文部省の方は原稿料も校正料も要らない、その他各種の便宜をもつていて安上りだ、それに業者が発行するところのものが追つくだらうかといふこととあります。そういう点になつてくると、需要者の方は注文した限りは泣いてももらえましようが、泣いてももらえられないといふのは業者である。採算がとれないといふことになる、あるいはやや採算がとれても、將來これは危険であると思ふならば、第一希望も第二希望も受け入れないといふ場合があるのではないかと考へます。その点を少し文部当局におかれても笑きつめて考へておかれる必要があると思ふ。経済人ほどそういう点において実に敏感なものはないといふことを、昨日も申し上げて御承知でもありましようが、私は重ねてそのことを申し上げておきたい。

○岩本政府委員 御説はごもつともこの点も考慮いたしますが、この点につきましましては、ただいま私が申し上げました通り、見本展示会におきましておよそその部数に應じまして第一希望のこの本であればいく、第二希望のこの本ならいくといつたような、いわゆる発行者側の予想価格といふものが展示されますから、その結果集録されたものを、今度は発行者側で、すなわち見本展示会に提出した発行者側で引受けないといふことの矛盾はあり得ない。しかも先ほど来申し上げております通り、現在でも六十数店の希望者があるといわれておるような状態のもの、第一希望、第二希望すなわち合計

百二、三十にもまたがるものに対して、全然ないといふことは私たちが考へておりません。

○圓谷委員 岩本政務次官の語では、價格の予想が大體わかるということ、今おつしやつたようですが、それは事前にわかるのですか。

○岩本政府委員 それは先ほど申し上げました通り、見本展示会に、十萬部の場合には、あるいは五十萬部の場合、百萬部の場合にはこの本がいく、なる、但しそれには需要者に届けます予想日数とか、さらに見本展示会に出すまでに原料、資金を發行者がよく検討され、そして十萬部の場合にはいく、百萬部の場合にはいくといつたような内容つき展示方法を講じたいと思ひます。従つて需要者、学校のものと思ひます。従つて需要者、学校の先生なり児童が、この本であるならば國定はたとへば十円だが檢定は十一円、しかし一円ぐらゐの差であつたらこの方がはるかにいいといふならば、檢定にいくといふような解釈をもつております。

○圓谷委員 稲田局長の説明と違ふと思ひますが……

○稲田政府委員 政務次官のお話の予想定額と申しますが、一つのその時期における、また確定部数における定額の見当は算定方式がきまつておればできるのではないかと御意見で、それは私もその通りに思つております。私の申しますのは、ほんとうの、そのあとになつて實際きまつた定額、これは予想定額と真に違ふ場合があるといふ意味であります。私はあのこと、を申したので、政務次官の予想定額が立てられるじやないかといふ御見解

で、私も立てられると思つております。

○伊藤(義)委員 われ／＼は文部省の立場とか、あるいは業者の立場とか、そういうことは超然として、ほんとうの國民のためを考へてみると、たとへば小学校だけの発行数でもおそろく二、三億部になるでしよう。新制中学、新制高等学校、あらゆるものを入れるときには莫大な部数になります。そこでこの價格の負担といふものは全國民の父兄、学童、生徒が負う。そういうことを考へたとき、もちろん國定教科書と檢定教科書とは、先刻もお話があつたように、國定教科書は編纂費も要らない、檢定教科書は編纂費も要るし、その業者の立場も当然考へてやらなければなりません。しかしながらこの際にも編纂費の要らぬところの國定教科書であるならば、おそろくそういうことも見込んで適正な價格にしなければならぬことは當然であります。

では、一般國民の負担といふことを考へますときに、やはり最も適正な價格を決定することが當然であると思ひます。もちろん業者はあらゆる方面に努力をせられて、そしてまた收支の償ふようにしなければならぬことは当然であります。そういうことを考へますときに、第一條の「適正な價格を維持して」といふことを削除するといふことがありますけれども、私は第一條に適正なる價格を維持するといふことは当然入れるべきであると思ひます。もしそれを常識にはずれておるような文部省の考へであれば、もちろん打倒しなければなりません。でありますけれども、最も適正に算定するといふことであつたなら

で、私も立てられると思つております。

ば、これは当然入れて差支えない。もしそれを放任しておいたならば、これこそほんとうの自由競争でありまして、しかもその自由競争というものは、やはりいろ／＼の利潤を多く見込んでの算定ということになりますと、國民の負担というものは莫大になるといふことを考えますときに、われ／＼は本質的に考へて、適正なる価格は当然必要でありまして、これを無制限に放任すべきでないと考えます。もつとも経済的にも、特にインフレーションの現在におきまして、六箇月以後の價格と算定するときのことも勘案して、業者も十分に立つていけるようにしなければならぬが、同時にまたこれを放任しないで適當な一つのわくも必要であると考えます。第十一條の「教科書の定價は、文部大臣の認可を経なければならぬ」といふことは、これは文部大臣であらうとだれであらうと、かりに國會の文教委員會であらうと何であらうと、とにかくこれを全然放任することはできないという意味でありまして、私は第一條の適正な價格というものは當然入れるべきであり、第十一條の「文部大臣の認可を経なければならぬ」といふことも、その内容のいかんによつては変更してもかまいませんが、これも入れても差支えないと思ひます。

さて、定價の安いといふことは國民なり兒童の幸福であるといふことで、その通りでありますけれども、價格のみによつて考へるわけにもいかないと思ふのであります。檢定制度の發達をはかるといふことは、これはまた地方の文化の發達を促し、またそのことによつて當局との需要供給の關係をスムーズにすることがあるので、價格のみによつて考へるわけではない。檢定制度の發達といふことが、またこれが國民の福利、文化の向上になるといふことにあつて思ふのであります。そこで第十一條は、この臨時措置において私は削除したい。従つて第一條の「適正な價格の維持」といふことを削除しておくといふことにして、價格等は業者の協定というやうなことによつてこの際やつていく。將來だん／＼檢定が發達した場合には、またおのずから規定を設けてもいい、かやうに考えます。

○伊藤(恭)委員 これは業者の協定のみによしたならば、非常な弊害が起るといふことをはつきり私は考へております。であるからして「適正な價格」といふことは、當然除くべきでないと考えます。

○黒岩委員 先ほどの岩本政府次官の御答弁によりますと、展示会の場合に予想價格を示すといふお話であります。が、そういたしますとつきまして、この法案による法律の根拠といふものがないと思ひます。それは定價そのものは文部大臣の認可といふことになつておるが、認可を受けないところの予想價格といふものは、法律的に何らの意義をなさぬものであります。してみると、うそを言うてもよいといふこと

になります。かやうな矛盾したところの方法をおとりになつては、はたしてよいものであるかどうか。それをおとりになるといふことであれば、この法律にそつと方法をとる得るところの根拠を示さなければならぬと思ひます。この点についてお伺ひいたします。

○岩本政府委員 業者が政府から割り当てられた原料、資材、それに適正なる賃金を加算し、さらに日数、諸経費、運賃等を加えて、そつとして一定の利潤を加算しておよそ予想される値段といふものを見本展示会に出するときには、業者としては當然これは勘定を立てるべき筋合ひのものであります。これは見本展示会には法律的な根拠はありませんが、出品者の業者といひましては、今申し上げます通り、十萬部の場合と百萬部の場合と一十萬部の場合と、これが一冊いくらになるという、およそ予想される——現在の全國の先生方が、この本を十萬部需要されるか、百萬部需要されるかわからないのでありますから、およそ予想される價格といふものは、やはり業者が別に法律的根拠によらなくとも、業者としては當然問われれば出さなければならぬ、一々問われるめんどろを避けるために、名目的にそれを表示するといふことは、何ら法律的根拠によらなくとも差支えない問題であると考えます。こつと方法をとらなければ、どうしても不安定な價格となり、この本が欲しいけれども、この一冊が十円や百円やわからぬやうなことで、かえつて檢定制度の助長発達という趣旨から、はなはだしく逆行いたしますから、少しでも業者のために、また業者の正當なる利益の擁護のために、業者

のそつと競争意識を適正ならしめるために、今言つたやうな方法が業者自身としてとられるといふことは當然予想されることで、これはまた別に法律的根拠によらなくとも差支えないものだ、かやうに解釈いたしておるわけでありませう。

○黒岩委員 展示会に予想價格を示すといふことは、まことに結構なことであると思ひます。ところが展示会に示す予想價格といふものは、業者の一方の意思によつて決定をし、實際の價格といふものは文部大臣の認可によつて決定するといふところに矛盾を感じます。業者の一方的な予想價格を動かすならば、文部大臣の認可制度といふものは不要でないか。文部大臣の認可制度を必要とするならば、予想價格もまた文部大臣の認可の趣旨によつて決定すべきものであると思ふ。その認可の趣旨によつて決定すべきものであるならば、法的根拠を必要とする、かやうに私は思ひます。

○岩本政府委員 重ねて申し上げますが、業者が示すものと申し上げますが、質問に應じて答へる予想される價格といふものは、業者自身がみづから算定したものであつて、文部省は正式にそれに関與しておらぬのであります。そつとして需要者が百方か五百万かわかりませんが、かりに百万が五百万かわりた場合におきましては、初めて文部省が關係方面の承認された算定基準に基づきまして、そつとして、予想價格は君のところは十一円であるが、おれの方の算定基準は十円になる、その辺の考へ方はどうであるかといつた、業者側と文部省側との折衝がまた始まるわけだと思ふのであります。おそらく業

者といひましては、予想される算定的な價格より、さらに特定の事態が起らぬ限り値上げはしないものだ、これは普通の經濟常識で考えられるわけでありませう。入札者の經濟常識といふものは、少しでも余分の利益を多く加算して、そつとして實際の折衝はそれからまた正式の算定基準に基いていたされるものと解釈いたしておるわけでありませう。

○黒岩委員 この予想價格をきめておいても、實際の檢定價格をきめるときには、當然そこに差が生れなければならぬ。しかしながら業者の予想價格よりも檢定價格は高くなる心配はないのであるから、業者はその予想價格を見て、ほつと安心して注文ができるという体制なのであります。が、そつといふことがありますならば、第六條の第三項へ業者は予想價格を附して展示会をする、こつとこつと明瞭に規定をすることが當然必要になつてきはせぬかといふことを考へるのであります。それを漠然と、業者は問われるであらうから用意をしておく。問われなかつたら黙つていてもよろしい。また問われるであらうから、問われぬ前に示しておくといいつたやうなことは、これは業者自身がおの／＼自主的にやりますから、無統制になつて思ふ。全部これに出品するところの業者が統一のとれたやうな展示の仕方をするやうな必要があると思ひますが、御見解はいかがでありますか。

○岩本政府委員 展示会に關しまする細目にわたることは、目下いろ／＼審議中でありまして、近く省令で通過しようと思へる次第であります。そのうちの一つの考へ方として、輕い意

味の解釈を申し上げたのであります。

であります。國定と検定とにわけて

なる。ところが一方副教科書的に用い

においては検定である。同じ小学校な

から、やはり将来は検定制が根本で

それで今お話のようなくらいに、各業

あるということに非常に問題がありま

ておりました。ところの、一般の出版社

ら小学校の学童であつて、國定のもの

かねから、当分の間暫定的に國定もま

者があるべく統一されたような価格が

す。私はこの條項に対してはあくまで

などが発行しておる書籍図書というも

もあれば検定のものもある。しかもそ

じえていく、そして検定制がだん

あつて、それを明示することが望まし

のは、多少の不備はあるけれども、相

当味い、潤いというものがあつて、こ

ういうようなことは、文部省の權威にも

関係するだらうし、いづれにいたしま

いと言われましたが、この点ももつ

なつてきますと各業者が競争いたしま

していい本をつくらうとする。ほんと

とにこれを実施しなければならぬとい

思ひわけでありまして、文部省の教科

ともであります。たとえば大阪にお

て、同じ路線を機関車が走るの

ば、これはおそろく國定教科書でなく

つておきたい。

ては、先般御質問にお答えいたしました

ける業者の場合、しかも発行部数、あ

が、検定教科書が大いに歓迎されると

いうこともあるのでございます。とに

たように、検定制を布きました以

上、将来検定教科書の発行が盛んにな

るいは展示するのが自分の勢力圏だけ

いこととあるものでございまして、

るわけではありませんが、この條項に

料書が出ました種目につきましては、

國定の新編案はならない方針でありま

場合、あるいは関東地区だけの場合、

を、例によつて意思表示をしたわけ

であります。

す。ただ、今さしあたり検定教科書と

しても、どのくらい、どういふものが

これはそれらの地方的な資金の諸情

の価格の問題と逆な考え方でありま

が、検定教科書が大いに歓迎されると

いうこともあるのでございまして、

るわけではありませんが、この條項に

勢、運賃、こうしたようなことで、必

の仕方であると思うので、御質問す

るわけではありませんが、この條項に

料書が出ました種目につきましては、

國定の新編案はならない方針でありま

ずしも統一されたいと思ひますし、ま

かくこれは非常にアブノーマルな規

定の仕方であると思うので、御質問す

るわけではありませんが、この條項に

料書が出ました種目につきましては、

た検定を要求されます本の内容につき

を、例によつて意思表示をしたわけ

であります。

す。ただ、今さしあたり検定教科書と

しても、どのくらい、どういふものが

ましても、おの／＼編修その他に相違

の仕方であると思うので、御質問す

るわけではありませんが、この條項に

料書が出ました種目につきましては、

國定の新編案はならない方針でありま

しておると思ひますので、統制をとる

に、次に移りたいと思ひますが……

て、次に移りたいと思ひますが……

御質問と重複するようなものです。が、

文部省においては基本的に國定教科書

が、なか／＼それも困難であらうかと

に御推薦になつても扱がらないとい

ことを言つたのであります。しかしこ

の教科書ばかりは展示会においてこれ

は氣に入つたといふことでまず注文を

思ひます。業者の自由、価格をき

めて出したいといふことになれ

ば、別に価格の面で統制をする必要は

ないが、価格を附して展示するとい

ことは、これは全部の業者に徹底さし

ておく必要がある。ある業者は価格を

出す、ある業者は出さないといふやう

なことになりますと、展示会の場合に

必要者が非常に不安を感じるわけ

であります。そうしますと、展示会

と、あつて、これを明示することが望まし

いと言われましたが、この点ももつ

ともであります。たとえば大阪にお

ける業者の場合、しかも発行部数、あ

るいは展示するのが自分の勢力圏だけ

場合、あるいは関東地区だけの場合、

を、例によつて意思表示をしたわけ

であります。

す。ただ、今さしあたり検定教科書と

しても、どのくらい、どういふものが

勢、運賃、こうしたようなことで、必

の価格の問題と逆な考え方でありま

が、検定教科書が大いに歓迎されると

いうこともあるのでございまして、

るわけではありませんが、この條項に

ずしも統一されたいと思ひますし、ま

かくこれは非常にアブノーマルな規

定の仕方であると思うので、御質問す

るわけではありませんが、この條項に

料書が出ました種目につきましては、

た検定を要求されます本の内容につき

を、例によつて意思表示をしたわけ

であります。

す。ただ、今さしあたり検定教科書と

しても、どのくらい、どういふものが

あり得ることであり、社会党の方が、社会主義経済の見地から検定制は必要だということもあり得ると思ひますが、それが逆になつております。私は今日の日本の経済が全面的に自由経済であるならば、検定制なんか不必要に思う。ところが現在の日本経済の事情は、大体教科書をつくる用紙そのもので、検制を受けております。かような制約下においてたくさん数量を要し、かつまた直接國民の一人々々に経済的な影響をもたす教科書に對して、ある種の統制を加へることは、今日の段階においては必要であるかような考え方から検定制は私は是認いたします。しかしながら文部大臣のいわゆる官僚の一方的意思による検定制度というものは、今日の民主社会の傾向から考へまして、考慮を要するのではないかと。私は適當な民主主義的な諸機関を設けて、それに諮問して最も妥當な標準に基いて認可をする、その方法をとることが最も妥當ではないかと思ひます。すでに教科用圖書の委員会もできておる今日でありますから、その委員会に諮つて、最も妥當な價格を算定してもつて、その標準に基いて認可ということが、一番正しい方法ではないかと考へておるわけであり、この点について御當局の御見解を承りたいと思ひます。

○岩本府委員 御指摘の点はまことにこもつともあります。つとに文部省におきまして、この点については相當論議を重ねられまして、種々研究もいたしておる次第であります。しかし原則的な算定の基準でありますとか、その認可過程におきます關係方面の承認といったような最後のものは、どうしても動かすことのできないような経緯がありますので、そういった見え透いたことがありますから、ことさらそういった形式的ものをこしらへることもおかしいじやないかという意見も内部にありまして、この際この問題につきましては、未だ内部においても決定的な意見は一致いたしておりません。黒岩委員のお説のように、あるいは必要を生じ、それが適正でありかつ關係方面も了承得るということになりますれば、でき得る限りこういう検定方法についても獨善に陥らないように、官僚主義的の一方的な制圧によらないように、多数の意見に需要者も供給者も併せた総合的な制度をとつてまいりたいという氣持はもつております。しかし今日までのところでは、具体的に申し上げるところまではいつておらないわけであり、○田淵委員 ただいま黒岩君の發言に對して、私の説明不十分のせいであると思ふのでありますが、私から申せば誤解に類するものがあつたのではないかと申すので、陳弁いたします。私は検定制不可というところは一言も申し上げておらないのであります。検定制可なりなのであります。ただここに検定と國定と、なぜ二本建にしなければならぬか、國定そのものは官僚統制のにおひが強くしやうがありません。統制はもちろん多くの場合よろしいといふのであります。ただこれが官僚統制に陥ることがあつてはいけない。一年あるいは二年先には國定は消えてしまふといふほどのものを、今悉々として過渡期という名のもとに残されなければならぬかといふことは、まだ十分私は理解していない。二本建の制度

というものに、私は反對しておるのであります。御了承願ひたいと思ひます。○伊藤(泰)委員 今黒岩君のお話がありました。この文教文化ということ、自由党とか、社会党とか、民主黨といふことではなく、超黨派的にやるのが當然である。だからして、同時にわれわれの言つたことは、新憲法には基本的人權の尊重とか、一方的のそういう個人の尊重といふことはありますけれども、新憲法にはつきりある公共の福祉といふことを忘れてならぬことは、これは御承知の通りであります。私は公共の福祉という立場に立つて自分の意見を述べたのでありますが、この辺のところを十分御了承願ひたいと思ひます。○松本委員長 では次に移ります。第十二條 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に應じて定價の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有價証券をもつて文部大臣に納めなければならぬ。御質疑はありますか。——では次に移ります。第十三條 保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債券を譲渡することができない。御質疑はありますか。——では次に移ります。第十四條 第十條第一項の義務に違反する行為があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。○黒岩委員 「行わないことができる」

という、きわめて微温的な表現になつておりますが、行ふ場合と行わぬ場合の決定、これは何を基準にしてなさいますか。これを伺いたないのであります。○稻田府委員 この法文としては、こういうことがあつた場合には、発行の指示を行わないという権限をここで文部大臣に與えたといふだけの意味であります。こうしたものにつきましては、おそろく発行の指示を行わないことにならうと思ひます。○黒岩委員 今の答えによると、ほとんど蛇足に近いところの法文になると思ひますが、私は行わぬことができるといふような法をつくることは、その間に業者と文部省との間にいろいろと輿論的にも問題がもし出されるような原因をはらむのじやないかと申すのです。ある者はこの発行をさせないようとか、ある者はそれをやはり継続して許した、こういうことになりました場合には、痛くもない腹まで探られるような問題も起らないとも限りません。従つてかような御心配はございせんか。○稻田府委員 あくまでもこれは権限賦與の規定か、こういうような表現をとつたわけでありまして、御心配のようなことはないと思ひます。○松本委員長 他に御質疑ありませんか。——それは次に移ります。第十五條 第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。○田淵委員 保証金を全部納めない場合には、一部を取り消すことができると

いう、そういった場合もあり得るわけですね。全部納めないものに対しては、全部取消したらいと思ひますが、いかがですか。○稻田府委員 全部納めないものについては實際全部取消することにならうと思ひます。これはあらゆる場合をひつかけに規定した普通の規定の形式でございますから、實際はその状況によつて判断することになります。○松本委員長 他に御質疑はありませんか。——次に移ります。第十六條 発行者において、第十條第一項の義務に違反する行為があると認められるときは、保証金は、これを國庫に帰屬せしめることができる。御質疑はありますか。——なければ次に移ります。第十七條 この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。質疑はありますか。——なければ次に移ります。第十八條 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる圖書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。○岡谷委員 「教科書以外の教授上用いられる圖書」というのは、限界は學校長またはその担任の教師その他の意見によつて決定するものですか。○稻田府委員 教材の採用は、もちろん教員の考へによつて自由にできるわけでありまして、ここで申しますのは、教科書以外の、教育を進めていく場合に使います教材、あるいは副読本であるとか、あるいは参考書であるとか掛図といふことを予想しておるわけ

あります。

○國谷委員 それにこれを適用するわけですか。

○稻田政府委員 その点につきましては準用する途をここで開いておりますが、さらにまた研究いたしまして、実施いたしたいと考えております。

○國谷委員 適用しなくてもいいわけですか。

○稻田政府委員 さようでございます。

○松本委員長 他に御質疑はありませんか——それでは次に移ります。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

ほかに御質疑がありませんでしたら、これで質疑は終了いたしました。

○松本委員長 続きまして、先日の本委員会におきまして、教育委員会法に対する公聴会のいろいろな手続きに關しましては委員長並びに理事に御一任になったのでありますが、公聴会におきまして公述人の選定に關しましては、昨二十七日申込みを締切りまして、委員長及び理事において十分検討いたしました結果、次の通り決定いたしましたので、御報告申し上げますとともに、委員各位の御賛成を得たいと思ふ次第であります。

大体選定の基準は、学識経験者、父兄側の代表者、市町村代表者、学生代表、組合代表、都道府県代表という面で選定いたしましたわけですが、名前を一應申しますからお聴取り願いたいと思います。

江口泰助君、日教組法制部長。山田文雄君、東京都副知事。長瀬鉄男君、

東京都P・T・A連合会副会長。海後

宗臣君、東大教授。太田三郎君、横須賀市長。小林俊子君、埼玉縣大里郡小

原村市長。井出正敏君、学生、全國官公私立大学高専自治会連盟実行委員。

絹村和夫君、都立第五高校生徒、東京都市新制高校代表。木村正君、岩手縣

小学校教員。湯川精吉君、新制高校教諭。高橋梅子君、群馬縣利根郡薄根村

中等学校教員。齊藤喜一君、千葉縣山武郡公平村市長。以上十二名であります。

この公述人の選定に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 それではさよう決定いたしました。

○松本委員長 続きまして、まだ時間がございますので、日本学術會議法案につきまして審議を進めたいと存じます。——ちよつと速記をやめて。……

〔速記中止〕

○國谷委員 本日はこれで散会していただきますと思います。

○松本委員長 それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時一分散会